

平成28年5月18日判決言渡

平成28年（行ケ）第10015号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 平成28年4月25日

判 決

原 告 株式会社中央経済社ホールディングス

訴訟代理人弁護士 鈴木 木 修

西 川 喜 裕

弁理士 青 木 博 通

被 告 Y

主 文

- 1 特許庁が取消2015-300244号事件について平成27年12月24日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 原告の求めた裁判

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告の登録商標（登録第2578258号商標。以下「本件商標」という。）に関する商標法50条1項に基づく商標登録取消審判請求を成立とした審決

の取消訴訟である。

#### 1 本件商標及び特許庁における手続の経緯等

本件商標は、下記の「犬めくり」という文字を横書きしてなる商標であり、その指定商品は第16類「書籍、カレンダー、その他印刷物、書画、写真」である。

原告は、平成27年7月8日、本件商標を株式会社カミン（以下「カミン」という。）から譲り受け、同年8月13日、商標権者として登録された。

被告は、同年4月3日、本件商標の全指定商品について、商標法50条1項により、取消審判請求をし（取消2015-300244号。以下「本件審判請求」という。）、同月17日、その旨の登録がされた。

特許庁は、同年12月24日、「登録第2578258号商標の商標登録は取り消す。」との審決をし、同審決謄本は、平成28年1月7日、原告に送達された。

（以上、甲1ないし3，5，6）

（本件商標）

# 犬めくり

#### 2 審決の要旨

審決は、原告は本件審判請求に対し答弁しないから、本件商標の登録は商標法50条の規定により取り消すと判断した。

#### 第3 原告主張の審決取消事由（本件商標の使用）と被告の認否

原告は、本件審判請求登録前3年以内（以下「要証期間」という。）である平成25年9月、当時の商標権者であったカミンが、本件商標の指定商品に属する「犬めくり2014 Dogs Calendar」と題するカレンダーを発行して、日本国内の書店や複数のウェブサイトで販売し、その表紙や最終頁等に、本件商標と社会通念上同一と認められる商標（本件商標と同一の「犬めくり」の文字からなる商標）を付して使用した事実を主張して、審決の取消しを求めた。

被告は、前記事実を争わない旨述べた。

#### 第4 当裁判所の判断

1 前記第3のとおり、本件商標と社会通念上同一と認められる商標が、要証期間内に、日本国内において、本件商標の当時の商標権者であったカミンにより、指定商品のうち「カレンダー」について使用されていたことは、当事者間に争いがなく、要証期間内における本件商標の使用が認められるから、本件商標について商標法50条の規定により登録を取り消した審決は取り消されるべきである。

2 よって、原告の請求を認容することとして、主文のとおり判決する。

#### 知的財産高等裁判所第2部

裁判長裁判官

---

清 水 節

裁判官

---

片 岡 早 苗

裁判官

---

古 庄 研